

## 税金 トレンド!

税金の「今」  
がわかる!

ZEKIN  
TREND

## 誤りが多い短期退職手当 従業員と役員部分がある場合は?

# 特定役員退職手当と短期退職手当



退職所得の金額は、退職手当等の収入金額からその人の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除した額の1/2に相当する金額とされています。ただし、特定役員退職手当等や短期退職手当等に該当する場合は控除額の計算が異なるので注意が必要です。特に短期退職手当等に関しては、制度が導入されてから約1年ということもあり、制度への理解が不十分な会社も多く見受けられます。

今回は、国税庁が公表しているQ&Aを参考に、特定役員退職手当等や短期退職手当等に該当する場合の取り扱いについて分かりやすく解説いたします。

## 1 特定役員退職手当等とは

特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が5年以下である者が、退職手当等の支払者から、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

### ① 「役員等」とは

- (1) 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びに法人の経営に従事している者で一定の者
- (2) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- (3) 国家公務員及び地方公務員

### ② 「役員等勤続年数」とは

役員等に支払われる退職手当等の勤続期間のうち、役員等として勤務した期間の年数（1年未満の端数がある場合には、その端数を1年に切り上げたもの）をいいます。

### ③ 退職所得の計算方法

特定役員退職手当等についての退職所得の金額の計算は、原則として次のとおり行います。

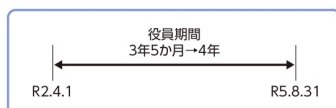
- (1) その年中に支払われる退職手当等が、特定役員退職手当等のみの場合  
退職所得の金額＝特定役員退職手当等の収入金額－特定役員退職所得控除額
- (2) その年中に支払われる退職手当等が、特定役員退職手当等と一般退職手当等の場合  
退職所得の金額＝(イ)＋(ロ)  
(イ) 特定役員退職手当等の収入金額－特定役員退職所得控除額  
(ロ) {一般退職手当等の収入金額－(退職所得控除額－特定役員退職所得控除額)}×1/2

### ④ 特定役員退職所得控除額の計算方法

- (1) 重複勤続年数がない場合  
特定役員退職所得控除額＝40万円×特定役員等勤続年数
- (2) 重複勤続年数がある場合  
特定役員退職所得控除額＝40万円×(特定役員等勤続年数－重複勤続年数)＋20万円×重複勤続年数

### ⑤ 特定役員退職所得の計算例（退職金500万円のケース）

役員等勤続年数4年のため、特定役員に該当。



特定役員退職所得控除額の計算

退職所得の金額の計算

源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税)

40万円×4年＝160万円

500万円－160万円＝340万円

(340万円×20%－427,500)×102.1%＝257,802円  
※1円未満切捨て



## 2 短期退職手当等とは

短期退職手当等とは、短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

### ① 「短期勤続年数」とは

退職手当等に係る勤続期間のうち、「役員等以外の者として勤務した期間」により計算した勤続年数が5年以下であるものをいいます。なお、一の勤務先において、役員として勤続した期間がある場合には、役員として勤務した期間と使用人として勤務した期間を合計した期間で判定します。

### ② 退職所得の計算方法

短期退職手当等に係る退職所得の金額は、次に掲げる区分に応じてそれぞれ次の方法で計算します。

#### (1) 「短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額」≤ 300万円の場合

退職所得の金額 = (短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額) × 1/2

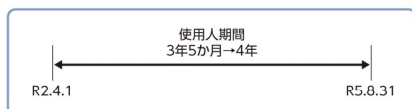
#### (2) 「短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額」> 300万円の場合

退職所得の金額 = 150万円 (※1) + {短期退職手当等の収入金額－(300万円＋退職所得控除額)} (※2)

(※1) 300万円以下の部分の退職所得の金額 (※2) 300万円を超える部分の退職所得の金額

(注) 上記により計算した退職所得の金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

### ③ 短期退職所得の計算例 (退職金400万円のケース)

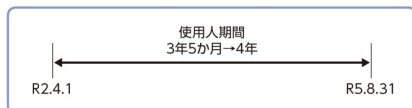


退職所得控除額の計算 40万円×4年 = **160万円**

退職所得の金額の計算 400万円－160万円 = 240万円 ≤ 300万円  
(400万円－160万円) × 1/2 = **120万円**

源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税) 120万円×5%×102.1% = **61,260円**  
※1円未満切捨て

### ④ 短期退職所得の計算例 (退職金500万円のケース)



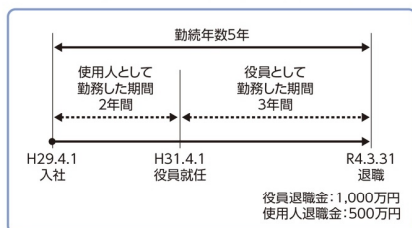
退職所得控除額の計算 40万円×4年 = **160万円**

退職所得の金額の計算 500万円－160万円 = 340万円 > 300万円  
150万円 + {500万円－(300万円＋160万円)} = **190万円**

源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税) 190万円×5%×102.1% = **96,995円**  
※1円未満切捨て

## 3 特定役員退職手当等と短期退職手当等がある事例

### ① 一の勤務先が、同じ年に役員退職金と使用人としての退職金を支給する場合



特定役員退職所得控除額の計算 40万円×3年 = **120万円**

短期退職所得控除額の計算 (40万円×5年)－120万円 = **80万円**  
勤続年数5年 特定役員退職所得控除額

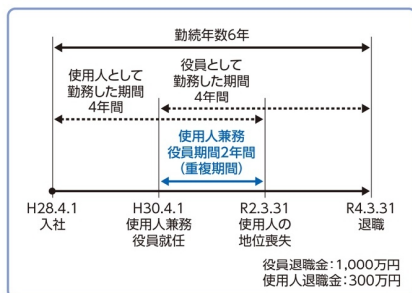
特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算 1,000万円－120万円 = **880万円**

短期退職手当等に係る退職所得金額の計算 500万円－80万円 = 420万円 > 300万円  
150万円 + {500万円－(300万円＋80万円)} = **270万円**

退職所得金額の計算 880万円＋270万円 = **1,150万円**

源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税) (1,150万円×33%－1,536,000円) × 102.1% = **2,306,439円**

### ② 一の勤務先が、同じ年に、役員退職金と使用人としての退職金を支給する場合、役員としての勤続期間と使用人としての勤続期間に重複する期間がある場合



特定役員退職所得控除額の計算 40万円 (4年－2年) + 20万円×2年 = **120万円**  
重複勤続年数 重複勤続年数

一般退職所得控除額の計算 40万円×6年－120万円 = **120万円**  
勤続年数 特定役員退職所得控除額

特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算 1,000万円－120万円 = **880万円**

一般退職手当等に係る退職所得金額の計算 (300万円－120万円) × 1/2 = **90万円**

退職所得金額の計算 880万円＋90万円 = **970万円**

源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税) (970万円×33%－1,536,000円) × 102.1% = **1,699,965円**

### ポイント

短期勤続年数に該当するかどうかは、役員等として勤務した期間を含めて判断します。

5年超となった場合は短期退職手当に該当せず、一般退職金として取り扱うことになります。

(参考) 国税庁ホームページ「短期退職手当等Q&A」 [https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0021009-037\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0021009-037_01.pdf)